

建設水道常任委員会会議録

平成13年5月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫 ○中川 靖広 森河 昌之
浅井 正八 吉川 勝義 小野議長

2. 理事者出席者

助 役 芳村 是 総務部長 植村 哲男
都市建設部長 鎌田 徳光 建設課長 堤 和雄
建設課長補佐 今西 弘至 同課長補佐 九十九敬三
観光産業課長 杉本 正二 同課長補佐 吉村 三郎
都市整備課長 藤本 宗司 同課長補佐 永井 克育
同課長補佐 藤川 岳志
上下水道部長 辻 善次 上水道課長 御宮知恒夫
同課長補佐 辻本 邦好 下水道課長 田口 好夫
下水道課長補佐 谷口 裕司

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会宣言（午前9時00分）

委員長 町長の挨拶に入ります前に、人事異動に伴います職員の紹介をして
いただきたいと思います。

（ 職員の紹介 ）

委員長 それでは助役のあいさつをお受けいたします。町長

助 役 （助役あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、中川委員、森河委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日の審査案件は、継続審査として、公共下水道事業に関するこ
とについての審査の他、当委員会に属する事項についての報告等
についても受けてまいります。

初めに、継続審査についてを審査することといたします。

公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事
者の説明を求めます。

下水道課 継続審査となっています公共下水道事業についてであります。ま
長 ず始めに流域下水道工事の発注状況について報告させていただきます。

資料1の右下にあります竜田川幹線中継ポンプ場築造工事についま
して森本組、大日本土木、大末建設JVが平成12年10月に契約し、
竣工予定を平成16年3月までの42ヶ月として土木工事を発注され
ています。なお、機械・電気関係については土木工事竣工の1年前に
発注を予定されています。なお、中継ポンプ場の概要図を2枚目に添
付させていただいております。

浄化センターから中継ポンプ場までは竜田川幹線管渠9号・10号・11号の3工区に区分され平成12年10月26日から平成13年3月23日まで総延長約1,273mで発注されています。

竜田川幹線管渠第1号であります赤色で表示している部分の内、中継ポンプ場から西安堵までの延長1,912mにつきましては大林組、東急建設、清水組建設のJVで平成12年12月28日に契約し、平成16年3月25日までの工期で泥土圧式シールド工法であります。

次に当町に関係する竜田川幹線管渠第2号で緑色の一部ですが、西安堵から安富橋・福德自動車を南向し割烹まつおかまでを間フジタ・奥村組JVにおきまして平成12年3月24日から平成14年3月25日まで延長1,404m泥土圧式シールド工事であります。

次に竜田川幹線管渠第3号ですが同じく緑色で表示している部分ですが割烹まつおかから興留・服部・小吉田を経て稲葉車瀬東側の発進基地まで竹中土木・戸田建設・大豊建設JVであります。工期は平成12年3月24日から平成14年3月25日まで延長約1,620m泥土圧式シールド工法で進められています。

次に竜田川幹線管渠5号であります、緑色部分三郷町勢野から平群町椿井まで清水建設・三井建設・村本建設JVであります。工期は平成12年3月24日から平成14年3月25日までの延長1,689m泥土圧式シールド工法であります。

次に竜田川幹線管渠7号、赤色部分ですが平群町梨本から横原まで浅沼組・不動建設・矢作建設JVで平成12年12月28日から平成15年12月25日まで泥土圧式シールド工法であります。

先程報告いたしました中で当町に関係する流域下水道工事の5月15日段階の進捗状況についてであります、まず始めに安堵町に設置されます中継ポンプ場築造工事につきましては基礎杭246本完了し8段の支保工の内1段目の支保工に着工しているところであり30%の進捗率となっています。

次に竜田川幹線管渠第2号につきましては、安堵町内の発進立坑か

ら約30m進んでおりまして、約22%の進捗率となっております。

次に竜田川幹線管渠第3号工事につきましては、順調に工事が進んでおりまして前回の3月14日当委員会で報告させていただいた後480m進み立坑より790mの位置まで来ております、これは服部の西側になります。全延長が1,620mで約49%となっております。事業費ベースでは55%の進捗率となっております。

なお、2号・3号両工区におきます町公共下水道の流入箇所該当する立坑の設置につきましては第2工区は、福德自動車南側で設置する事から、本年8月上旬から11月中旬までの約3ヶ月間 夜9時から明朝6時まで片側交互通行で施行されます。また、第3工区につきましては、割烹まつおか西側で立坑の設置になります事から試掘を5月下旬に地盤改良から立坑設置につきましては6月初旬から9月下旬までの間夜9時から明朝6時までの片側交互通行で施行されます。

なお、この期間の内3日間は立坑の覆工版設置の為、通行止が必要となり興留5丁目（第1地所）を迂回とする事と両工区の工事は夜間工事等でご迷惑をかける事から地元自治会役員さんに4月24日夜7時に東公民館に集まっていただき県と施行業者により説明を行いご理解を得たところであります。なお、直接関係する沿道の住民については施行業者より説明する事といたしております。

当町が施行いたします公共下水道事業の進捗状況についてでございますが、まず、12年度明許繰越致しました公共第6号13処理分区第7工区ー1 服部2丁目地内、請負業者 宮崎建設（株）につきましては、推進立坑の築造を完了しており、進捗率と致しましては60%で13年6月29日竣工予定致しております。

次に、今後の事業執行計画でございますが、平成13年度の公共下水道整備予定地区と致しましては、集中浄化槽処理区域である南服部団地内（服部2丁目地内）の4工区と、他事業であります歴史的環境整備街路事業との調整により法隆寺西1.3丁目地内の整備を予定しております。執行時期といたしましては、服部地内を1期（7月）・2期（10月）として、また法隆寺地区につきましては地元調整のな

か、他事業主管課と協議のうえ執行してまいります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、6月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに町道の認定及び路線変更についての説明を求めます。

建設課長 町道認定を予定している路線につきましては2路線で、路線変更を予定している分につきましては1路線であります。

資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

(資料2により説明)

整理番号1についてご説明いたします。本路線につきましては、興留1丁目地内で町道490号線から町道413号線に至る間でございますが、位置指定道路として設置されたもので、町に帰属されたことによりまして認定を予定するものであります。延長につきましては、125.3mで幅員は4.9mから10.8mでございます。

次に、整理番号2についてであります。龍田南6丁目地内で、竜田川左岸の町道4005号線から東へ開発されたもので、道路について寄附されたことにより町道認定を予定するものであります。延長につきましては、52.8mで幅員は6.2mから13.3mでございます。

次に、整理番号3であります。本路線につきましては都市計画道路法隆寺線についてであります。本路線は平成10年3月議会に町道認定をいただきました。町道4014号線、延長500mであります。

が、先線であります町道401号線から南へ130m延ばすものであります。本区域につきましては服部地区の区画整備事業地内であり、この度地権者等による区画整備事業としての設立総会もされたことによりまして道路としての認定を行い、また双方の事業の推進を図るために路線の変更を予定いたすものであります。なお、後刻担当課から区画整備事業の説明がありますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしておきたいことがございますか。

中川委員 整理番号3ですが、平成10年にすでに認定されているということですが、実際まだ完成していない道路ですが、今後計画した時点で認定をしていくのか教えてください。

建設課長 委員がご指摘のように通常建設課で事業を行っている道路につきましては、道路買収を行い工事が完了してから認定等をお願いしてまいります。ただし、都市計画道路本線につきましては、事業認可等の説明資料が必要となってきます。そういった関係で補助の手続き等が必要となってきますので、その位置付けを示すために先に路線の認定を行い事業に取りかかるということでございます。

森河委員 整理番号3で、小吉田団地で認定するということを挙げていただいておりますが、服部川に沿って三代川までの分が町道認定になっていきますね。もともとこれになるまでに農道関係であって、これはすでに町道認定されているのと違うのですか。

建設課長 今委員がご指摘の場所については、三代川というより団地のちょうど東側の所なのですが、その中で団地のはずれの区間少し南へ下がりまして、その位置から約250mの間で町道となっております。これにつきましては、以前からの里道町道という形で492号線という位

置付けがございませう。それから三代川から先ほど言いました250m区間につきましては三代川に当たらずに三代川手前100mの間が未認定となっております。

森河委員 それも含めて入れたらどうなのか。入れられないの。

建設課長 委員がご指摘の町道部分についてでありますけれども、この本路線につきましては現在認定している路線、先ほど説明しました下流側の認定している路線と現在法隆寺線の計画路線につきましては、若干位置的のものがあまして、少し東の方に現在認定している歩道と計画路線については東の方に若干位置しておりますので、路線については同時にということにはならないと思っております。

森河委員 現在ここに町道ということになっているわけ。それは元々町道に認定している。ところが今新たにここだけの分を認定するということですね。それで現在あるところには今までのある分を入れておいてあげたらものすごく親切味があるんじゃないかと思う。そういう配慮を今度からお願いしておきます。

議長 整理番号3ですが、路線の変更ということで、延長が延びたということですが、これの認定については何ら異論はないのですが、今までの町道認定でしたら新しい番号を付して出してこられたと思う。先ほどの話の中で、法隆寺線の事業ということでこういう出し方をされているのか、その点だけ確認しておきたい。

建設課長 この件については都市計画道路という形で法隆寺線についてでございますので、そういったことで計画路線であります。この関係については事業等の手続き上必要なことがありますので、事業費としての130m延長するということがございますので、そういった形で認定をいたすものであります。

議長　　そういうことではなく、途中で番号が変わっている路線はたくさんあるのです。それを今まで新しく延長されたものには新しい番号になっている。北庄では同じ年度でやっても途中で切って新しい番号を付けたそういう路線もあるのです。ですから後の管理の状態でこういう形をとっていくべきではないのかなと思っているのです。一つの町道が途中でここから番号が違うというのはたくさん今までやってきたのです。それは致し方ないのかなと思っていたのですが、こういう路線の変更という形で認定ができるのだったら、その番号の整理も兼ねて今後道路台帳をつくる时候についても、その分だけ発注したらいいということもあると思うのですが、そういうことも考えてもらったらと思っています。

建設課長　　確かにおっしゃるように、そういったことで今日まで来ておりました。この路線につきましては、先ほども言いましたように都市計画道路の法隆寺線で町の幹線道路という位置付けがございます。そういった関係で路線については一路線という見方で今回変更を行い、認定をお願いしたいと考えております。

委員長　　次に、平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)についての説明を求めます。

下水道課長　　国の経済対策として、3月議会で補正予算と併せ繰越明許いたしました3,000万円につきましては、順調に服部2丁目地内の工事が進んでおまして6月29日竣工に向け努力をしているところであります。

委員長　　説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

(質疑なし)

委員長 次に、平成12年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明を求めます。

上水道課長 平成12年度斑鳩町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

第1浄水場整備事業の実施設計委託で工期で、工期が7月31日のため繰越し、本年3月に認定変更が得られたところから、実施設計の委託業務(2,152万5千円)を行い平成13年度に繰越するところであります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

吉川委員 質問ではないのですが、先ほどの分も今の分も書いて出していただきたいと思いますが。

委員長 今回の場合提出予定議案ということで、説明だけということでしたので資料は付けておりませんが、次の会議には資料はお願いしたいと思います。

暫時休憩します。(午前9時29分)

委員長 再開いたします。(午前9時30分)

以上これら予定議案については、6月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

続いて、各課報告事項の(1)平成12年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてのうち、当委員会所管に属するものについての説明を求めます。

観光産業 課長	(観光産業課所管に係る補正予算の説明)
都市整備 課長	(都市整備課所管に係る補正予算の説明)
委員長	説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。 (質疑なし)
委員長	次に、(2)平成12年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち、当委員会所管に属するものについての説明を求めます。
建設課長	(建設課所管に係る繰越明許費繰越計算書の説明)
都市整備 課長	(都市整備課所管に係る繰越明許費繰越計算書の説明)
観光産業 課長	(観光産業課所管に係る繰越明許費繰越計算書の説明)
委員長	説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。 (質疑なし)
委員長	次に、(3)町営住宅の募集についての報告を求めます。
建設課長	長田団地A棟・B棟、追手団地2の各棟が空き家となっている関係で今回募集をしています。募集方法につきましては、各団地の部屋毎

に募集を行い受付を行っております。申込用紙の配布期間につきましては、5月14日から30日の間でございます。受付期間につきましては5月21日から6月4日で現在受付を行っております。受付を完了いたしますと、申し込みされた方々の実態調査及び書類確認を行いまして完了後町営住宅入居者選考委員会にお諮りいたしまして、ご審査の上決定したまいりたいと考えています。その中で参考としてですが申込用紙の配布枚数ということで、昨日付けであります、長田団地A棟につきましては7枚の交付を行っております。長田団地B棟につきましては10枚の交付を行っております。追手団地2につきましては8枚の交付を行っている状況であります。受付に関しましては昨日からの受付となっておりますので、今後用紙の配布と併せて、また次回の時に報告させていただきたいと考えております。

委員長 説明のあったことについて、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4) 服部区画整備事業についての報告を求めます。

都市整備課長 服部地区の区画整備事業は前回の平成2年の線引きの用地に当たりまして、配布資料の黄色で示させていただいているところでございますけれども、市街化区域への編入要望が出されまして、平成4年の線引きの見直しの際には2.5ヘクタールの区域が面的整備を条件とした法定保留区域に指定をされました。それを受けまして土地区画整備事業を行うにあたっての調査を行いまして、説明会、先進地視察などを行いながら事業手法について検討をしてきたところであります。そういった中で地権者による世話人会も発足されまして事業実施に向けて、環境整備がなされてきました。

今回の線引きの見直しにあたりまして、市街化区域に編入されることを受け、去る5月11日には区画整備事業を実施される組織として

いかるがの里服部農住組合の創立総会が開催いたされました。そこで定款、組合規約、事業基本方針、事業計画等事業を進めるために必要な事項について組織されたところであります。

今後の組合としての動きでございますが、総会において必要事項が確認されたことで今後農住組合の設立認可申請を行いまして、その設立の認可を受けることで、土地区画整備事業の施行認可、そして土地区画整備事業の実施ということで進められる予定となっております。現在におけます事業の概要といたしましては、区画整備事業区域約1.8ヘクタールで平成13年度中に諸々の手続きを完了されるということになってございます。そして14年から15年で造成工事をされる予定ということでございます。13年度中にできるのであれば発掘調査まで入りたいとこういうことで進められております。

町といたしましても現在進めております法隆寺線が区域内にございます。そしてその法隆寺線について用地及び工事に対する対応等を行っていく必要もございまして、先ほど建設課より説明させていただきました町道認定についてもお願いしているところであります。当該事業地区は、法隆寺線、そしてパークウェイ400mのモデル区間とながっております、まちづくのモデル的な事業としての期待をいたしているところであります。当該組合員さん、事務局となりますJAと十分調整を図りまして、町としても支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。また今後事業の進捗につきましては、当委員会に報告させていただくことになっております。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

森河委員 5月17日に設立総会がされたと、その時に私らは報告事項としていただいておりますが、当時の総会に出席された、農協の出席メンバー、それに伴う計画の資料、それと農業新聞に出ておったのですが、やっていくというのはよく解りますが、中身の問題を審査しておきたいと思っておりますので、次の6月議会にメンバーの資料と今後の方針、ス

ケジュールというものを出していただくことを要望しておきます。

都市整備
課長

この農住組合については6月議会に詳細に報告させていただきますが、当日出席をされていた方々は、当該服部区画の土地の地権者といたしまして3名の出席を得ました。そして県からは農林部の次長の参加を得ております。そして農政関係の方、そして町からは町長、都市建設部長、都市整備課長、そして農協からは常務理事の出席を得まして、それから農住生活部農業施設課という課がございまして、そこから3名、そして郡山生駒地区の統括龍田支店から支店長他3名ということで、当日総会を開催されたということでございます。

今後、その方針等定められて施行に対する認可を取っていくという手続きが進められるようになってございます。次回の委員会に詳細と言いましてもどこまで詰めるか解りませんが、報告させていただきたいと思います。

森河委員

非常に村の方も喜んでおられるように聞いております。なぜ資料を出してくれと言うかということ、たとえば担当課は解っているけれどもやはり予算の面に対してとか、そういう出席者とか、そういう提出された資料があればよく解るのでお願いしておきたいと思います。

吉川委員

私は何事でも地元の議員には説明してもらっておかないと、聞かれても返事もできない状態、もう少しその辺を考えていかないと事業は進まない。そうでなくても斑鳩町は遅れている。みんな力を合わせないとできない。特に服部地区ではこのようにやっているのに、そのこの地元の議員が全然知らないということではいけない。せめて総会のことぐらいの話はあってしかるべきだと思う。その辺のところは今後考えてもらいたい。

助 役

今言われているように、当然第三者がこの土地区画整備について議員に聞く場合があると思います。その時に知らんということになって

も困るということでございます。私たちといたしましても総会の中のメンバーは十分気を付けながらやっていきたいと思えます。

都市整備
課長

この農住組合なのですが、これは町が事務局で対応していく事業になっておらないということがございまして、農住組合という名称を使っている以上は、JAが事務局になると、その書類に対して町の窓口として都市整備課があたっていると、これは線引きの見直しから都市整備課が所管をいたしてもらっていたことから、都市整備課で農協とのパイプ役、そして地権者との対応をさせていただいているわけです。本来なら県の出席者を見させていただいても農政課、農政サイドになろうかと思うのですが、今までの流れからいって都市整備課で対応させていただいたというところでございます。

そしてできるだけ地元の議員さん方に対しましては、事業の進捗、概要につきましては説明をさせていただいているつもりはしているのですが、漏れているということがございましたら、今後注意をしてみたいと考えております。

議 長

それでは不十分だと思うのです。特にこの区画整備事業については、今町道認定を出そうということもあるし、そこの立ち退きの方にもいろいろ相談を受けているのです。この流れが全然解らなくて私らも困っているのです。そのアウトラインは聞かさせてもらっていますけれど。農住組合の区画整備であるけれど法隆寺線が走ってくるということがあるので、議会へも逐次報告していただくようお願いをしておきます。

委員長

次に、（５）第１浄水場整備についての報告を求めます。

上水道課
長

水道事業認可変更の手続きを行い、本年３月２１日に県から認可を頂いたところであります。

実施設計にあたりまして、場内の地下埋設調査及び土質調査業務委

託を行い、実施設計委託業務を3月5日に執行し、3月6日から7月31日までの期間での実施を行っております。

第1浄水場の建設の発注については、条件付き一般競争入札を考えており、8月予定を行い平成15年4月に供用開始を行っていきたいと考えております。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(6)漏水調査と管網管理についての報告を求めます。

上水道課 漏水防止対策として、貴重な水資源の確保と事業経営からして、経費をかけて製造した浄水を料金収入のない形で漏水させることは出来ないことから、漏水防止対策として、漏水調査を平成11年度より実施して参っております。

本年度の実施区域につきましては、昨年度同様町内対象に、路線延長では、115.8kmを対象として、4月26日に入札を行い、5月11日から11月30日にかけて実施し、漏水個所の復旧及び配水管更新に向けた今後の計画の見直しを図って参りたいと考えております。

また、平成12年度の有収率につきましては、全町的に広げ早期発見・早期補修に努め有収率向上に努めた結果、昨年より2.6%増の90.4%であります。

また、管網についてであります。最近特に新聞上で水道水の安全性について、報道されていることについてであります。

まず鉛製給水管についてであります。上水施設の創設から全国的に給水材料として使用されており、当町でも昭和33年の供給開始時にバス路線等で重量車両が通行する道路等での埋設管の占用許可を受けるについての条件にもなっていた関係から、配水管から各家庭等へ

の引込管として使用してまいりましたが、管網整備等の機会をとらえて、鉛管の解消を図ってまいりましたが、一部地域において未整備ヶ所があると推定いたしており、鉛管使用ヶ所の調査とその対応を早急に図ってまいりたいと考えております。

次に、石綿セメント管の更新であります。平成5年度から積極的に更新を行う計画でありましたが、公共下水道工事に伴い布設替え等により管網整備に対する負担が多くなり、事業が進んでないのが現状です。平成13年度には一部地域ではあります。計画いたしております。

健康への影響についてであります。アスベストの吸引による有害性（発ガン性）の問題は古くから言われております。石綿セメント管は、一般的に吸引に比べ経口摂取による影響は極めて少ないとされており、国としても、現在のところ、水道水中のアスベストについて特に問題がないとの見解であります。住民への不安解消と有収率向上対策としても石綿管更新事業を進めていきたいと考えております。

貯水槽管理であります。10立方mを超える大型貯水槽の管理については年1回以上の清掃や検査がビルの管理法や水道法で義務づけられているが、10立方m以下の小型貯水槽については法的規制が無い事から今国会に水道法の改正法が提出されているところであります。町と致しましても平成10年度に管理状況等の調査を行い特に問題となる貯水槽は無かったところであります。

委員長

報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

議長

13年度は管網整備については計画されているということですが、その中で舗装があったと思うのですが、これから下水が入ってくるのです。それらのことを考えると、ただ石綿管を入れ替えなければいけないというのも必要だと思うのですが、今の課長の説明では漏水等に対しては必要だが健康に対してはあまり影響のない様な説明も聞かされてもらったと思うのです。その点そういうことを考えておられるの

か。やはり上下水道部ですから、それらのことも考えてあえてしなくてもいいのなら先送りでもいいのではないかなと私は考えるのです。その舗装はいつ頃されたのか。建設課と協議はしていないのですか。

上下水道
部長 今していますのは、旧の追手と町営住宅に行くまでの100mで、舗装については最近ずっとしていません。それまでは石綿管の更新で平成4年から南北線、東西線を進めまして、それから北へということで。それから今下水道課と建設課の協議についてはその辺十分調整いたしまして、下水も予定しているところについては石綿管の更新については若干遅らせているということで、今日まで石綿管の更新はかなり遅れていたのもそういうこともあって遅れていた。西里、法隆寺西の所についてはかなり石綿管が残っていて、漏水もありますけれども、今後公共下水道の工事の進捗に併せて、上下水道部としては十分調整を図っていきたいと考えています。また建設課等の他の道路整備とも十分調整しながら無駄な投資とならないように心がけていきたいと思います。ただ舗装の耐用年数とかありますけれども、その辺も十分把握しながら進めていきたいと考えております。最近掘ったところをまためくってするというののないように十分心がけておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 今建設課長もおりますけれども、舗装ががたがたな団地もあるのです。だからそこも水道とか、舗装も早くしてほしいということを聞いております。しかしそれらは何れ下水なり水道など管網整備をしていかないといけないところです。そういうことを言っている中で、追手の道路については、あそこの道路がなくなって間がないと思う。そういうことがあるので十分注意してほしいと思う。

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいた

します。

吉川委員 国道168号線の歩道整備をやってもらったわけですが、この現状を見て何か感じておられませんか。駐車はどうなっているのか。

建設課長 これにつきましては、委員もご承知のように路線敷という関係で後退されている民家につきまして、地元の要望等がありまして、整備を県の方でしていただきました。その中で特に内容的には右折の関係も併せて地元と調整を行ってききましたが、特に民家の係る関係もあり、また道路の位置付け等もありまして、間接的ではありますが、その県の敷地内の関係について地元と話す中で、整備していったわけです。併せまして今ご指摘の車の駐車についてであります。特に幅員等が狭い状況でありますし、そういったことで防護柵を設ける中で、民地との関係については町ということで施工をしていただきました。その中で一部そういった関係で、路上駐車されている方もあります。これについてはそういった路上駐車の関係については、我々としては地域と協議して、そういうことが内容に努めていきたいわけですが、なかなかそういった取り締まりが難しいこともありますので、今後地域とご相談の上、そういった駐車をなくしていきたいと考えております。

吉川委員 今の県なり町の対応では駐車はなくならないと思う。

これに関連して私は15年ほど前から言い続けてきたわけですが、斑鳩町の町道のはみ出しですが、個人で買収して道を拓けてもらった。そこへ自分の駐車場へ入る鉄板を敷いたりされているわけです。これを何とかしてくれということは何回も言ってきました。そのことについては町は何の返事も無いわけです。

今道を拓けていろいろやっていただいておりますけれども、良く聞くのは拓けても駐車場になると、やっぱり道の駐車でも取り締まりと云ったら語弊があるかもしれませんが、努力によって減りますよ。

だから今片づけないとまた元に戻ってしまう。何のために整備して

やってもらったのか解らない。私はこの歩道の整備については基本的には反対していたわけです。やってもらうことについてはいいのだけれども、なぜその際3車線にできないのかということは、ずっと言い続けているわけです。確かに相手があります、相手の協力なかったらできないことは承知している。しかし出来上がったものを後の管理をしてもらってこそ、公園にしても、道路にしても管理していかないといけない。

もう少し、こうしてくれということで住民にももっとピーアールし、お願いもし話をしてもらいたい。私はこの状態は好ましくないと思う。町もその辺を考えてもらって、真剣に取り組んでいただきたい。

それから、お願いしたいのですが、2年間委員会を抜けておりますので、各委員会毎の資料は調べさせてもらっておりますが、できましたら6月議会の委員会で結構ですので、富雄川の改修、道路5カ年計画の進捗状況と今後の見通し、歴史適地区環境整備街路事業の今後の考え方、三代川改修の進行状況、以前に町道認定の基本的な考え方が変わったと思うのです。その認定の基本的な考え方を示してもらいたい。それから町営住宅の計画、都市計画道路法隆寺線の整備事業の進行状況と今後の見通し、いつまでやろうと目論んでやっておられるのか。

以上7点について6月の委員会までにまとめて提出していただきたい。

委員長

新しい委員さんも替わってきておられますので、今までの経過を知っていただくためにも今言われた資料を整えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他にございませんか。

議長

先日の農業委員会で、会長報告という形で流域下水道工事で直接下水道課と関係がないかもしれませんが、材料置き場が無届けで一時転用も取らずになされていたということで、農業委員会が是正したと言

うことなのですが、それらについて町は何も聞いておられなかったのか、それ以後どうなったのか教えていただけますか。

上下水道
部長

今流域下水道竜田川幹線の工事をされております。その時の業者の方については、農地については必ず一時転用を出すように指示をしています。現在は小吉田のところについては一時転用を出させております。今回服部のところにつきまして、ここでしたいという申し出があって、地権者等には業者の方から交渉された経緯があります。業者の方としては畑であったという認識をしておりませんで、それで会長の方にお会いさせていただきまして、指示があった明るる日に手続きをさせていただいたということで、これは会長の方にも申し訳ないということで、その状態以前にも下水道の方で借りていて、業者の方が直接一時転用を出していたということですのでけれども、それも私が知らなかったと、あの状態を見たら宅地化されてあるものだということだと思います、業者の方にもそういう指導をしなかったということで、会長の方にもお詫びさせていただきまして、業者の方と県とお詫びして、事後申告になりますけれども、一時転用させてもらって、今後このようなことのないように我々としても借地をする場合、地目等を調べて整理させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

以上その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のあいさつをお受けいたします。

助 役

(助役あいさつ)

委員長

これをもって閉会いたします。（午前10時25分）